

坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事請負一般競争入札（事後審査型）要領

平成23年 4月27日 施行
平成26年 4月 1日 改正
令和 元年10月 1日 改正
令和 2年 6月25日 改正
令和 4年 4月15日 改正

（趣旨）

第1条 この要領は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事の請負及び建設工事に係る設計委託業務（以下「工事等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、必要な資格を定めて行う一般競争入札のうち、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第2条 事後審査型入札の対象とする工事等は、一般競争入札に付する工事等で、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事等として管理者が指定したのものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、管理者が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
 - (3) 坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事等に対応する業種で登載されている者であること。
 - (4) 公告日から落札決定までの期間に、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置又は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成9年坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 直近の2か年度において、組合発注工事等のうち対象業種に係る工事評定点又は設計委託業務評定点の各年度の平均が極めて低い者でないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。
- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
 - (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値

- (3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所、組合に対して契約権限を有する本店又は営業所等の所在地
- (5) 一定基準を満たす同種・類似工事等の施工（履行）実績
- (6) 当該工事等に配置予定の技術者等
- (7) その他管理者が必要と認める事項
（公告内容等の決定）

第4条 管理者は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事等請負業者指名委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

（入札の公告）

第5条 公告は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則（昭和44年坂戸、鶴ヶ島下水道組合規則第5号。以下「契約規則」という。）第2条で規定するところにより、入札期日の10日前までに坂戸、鶴ヶ島下水道組合公告式条例（昭和43年坂戸、鶴ヶ島下水道組合条例第1号）に規定する方法により行うとともに、庁舎内掲示板にその写しを掲示するものとする。

2 管理者は、前項の公告のほか、必要に応じて、組合ホームページに公告文を掲載することができる。

（設計図書等）

第6条 入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書及び特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧又は貸し出し等の方法は、公告等において明示するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、質問者名を伏して庁舎内掲示板に掲示するとともに、組合ホームページにより入札参加希望者に周知するものとする。

（現場説明）

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札参加）

第8条 入札参加希望者は、当該入札案件に対し「条件付一般競争入札（事後審査型）参加申請書」（以下「参加申請書」という。）を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 参加申請書の様式は、第6条第1項による設計図書等の閲覧又は貸し出し等にあわせて配布するものとする。

3 参加申請書は、公告に示した方法により受付期間に総務課へ提出するものとする。

4 提出された参加申請書に収受印を押し、その写し（以下「参加受領書」という。）を参加申請者に交付するものとする。ただし、参加申請者が事後審査型入札について明らかに参加資格を有さない者であると判明したときは、受理しないものとする。

（入札保証金）

第9条 入札参加者は、入札公告において入札保証金を免除された場合を除き、見積金額（消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の5/100以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 入札保証金は、入札後、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により還付しないものとする。

（入札金額見積内訳書）

第10条 管理者は、必要と認めるときは入札参加者から、入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

（入札の執行）

第11条 再度入札は1回までとするものとする。ただし、設計額を事前公表した案件については、再度入札は行なわない。

（不調時の取扱い）

第12条 入札の結果、予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格の100/110以上の価格の入札がないとき）は、日時を改めて公告をして、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

（入札の辞退）

第13条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は辞退することはできない。

2 入札執行前に辞退をする場合は、あらかじめ入札辞退届を提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換え等の禁止）

第14条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

（入札の取りやめ等）

第15条 管理者は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加者心得書第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

（入札の無効）

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

- (3) 公告に示した方法以外の方法により入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の参加申請書を提出した者がした入札
- (7) 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札
- (8) 入札者の記名及び押印がない入札
- (9) 入札書の記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印（訂正印）のない入札
- (10) 押印された印影が明らかでないもの
- (11) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- (12) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (13) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (14) 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (15) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

（落札候補者の決定）

第17条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。）

（くじによる落札候補者の決定）

第18条 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに公告に定める方法により「くじ」で落札候補者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

（落札決定の保留）

第19条 管理者は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

（参加資格の審査に必要な書類の提出）

第20条 管理者は、第17条又は第18条により落札候補者となった者に対し、速やかに通知し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、条件付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書（添付書類を含む。以下「確認申請書」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書（別途指定）を添えて、管理者に提出しなければならない。

3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）以内に提出しなければならないものとする。

4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書を提出しないとき又は参加資格の審査のために管理者が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

5 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると管理者が認めるときは、指名停

止措置要綱による措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第21条 管理者は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて第17条から18条の規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。

2 前項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認申請書等により行うものとする。

3 参加資格の審査は前条第3項に規定する確認申請書の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

4 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書により取りまとめ、確認申請書とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適合の決定)

第22条 管理者は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、直ちに落札者に対し電話等の方法により通知し、契約締結に必要な指示を与えるものとする。また、他の入札参加者への通知は、組合ホームページの入札結果の掲載をもって代えることができるものとする。

2 管理者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第23条 入札参加資格不適合通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、管理者に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、書面を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 管理者は、第1項の説明を求められたときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、書面により回答するものとする。

4 第1項及び第2項の手続きは、第22条1項の事務の執行を妨げないものとする。

(契約保証金)

第24条 契約保証金の納付及び免除については、契約規則第16条及び第17条の規定に基づき、坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事標準請負契約約款第4条に規定するものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づきこれを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第234条の2第2項の規定により還付しない

ものとする。

(契約の確定)

第25条 契約は、管理者と落札者が契約書に記名・押印したときに確定する。ただし、次条に該当する場合はこの限りでない。

(その他)

第26条 この要領に定めがない事項は、一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成23年5月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月25日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月1日以降に公告を行うものから適用する。